

放置自転車をなくすための対策を進めています

市は、自転車が引き起こす問題とその解決策をまとめた「自転車利用総合計画」に基づき、さまざまな取り組みを行っています。

一定期間放置された自転車の撤去・処分

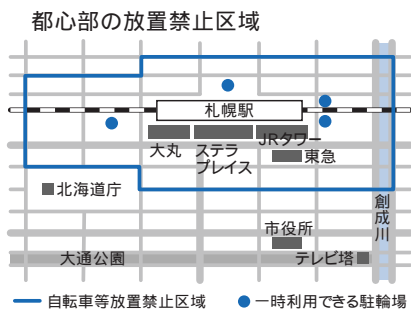
一定の期間放置された自転車は、市の保管場所に移動。持ち主が分かる場合ははがきで連絡し、引き取りに来ない場合は処分しています。

● 駅前など

通行の障害になる、緊急車両の停止が困難などの理由から、札幌駅周辺など市内18カ所を「自転車等放置禁止区域」に指定。ここに放置された自転車は、速やかに撤去しています。

● 歩道、駐輪場など

放置禁止区域以外でも、歩道などに3日以上、駐輪場に7日以上放置されている自転車は撤去しています。



自転車の撤去はほぼ毎日行っている。

新たな駐輪場の整備

昨年策定された市のまちづくり計画に沿って駐輪場を増やしています。今後数年をかけて、計2,500台分以上の整備を行う予定です。

都心で行う駐輪場整備計画

整備済みの駐輪場

- ・大通公園5・6丁目駐輪場 159台分整備済み
- ・西2丁目線駐輪場 179台分整備済み

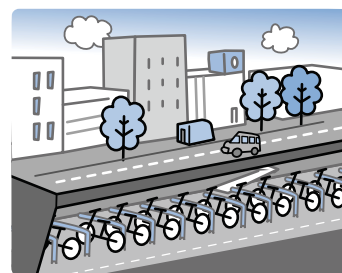
整備予定のもの

- ・駐車場の上部の空間に整備 約900台分を予定
- ・大通地区再開発に合わせて新築ビル内に整備 約1,500台分を予定

皆さんのご意見をお聞かせください

上記の対策に加え、都心部でのさらなる駐輪場の整備を検討しています

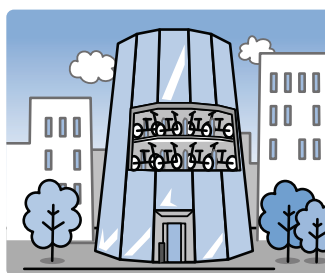
上記の駐輪場の整備を全て実現できたとしても、都心部では駐輪場の不足が見込まれます。そのため市は、さらに2,000台以上の駐輪場を確保した上で、放置自転車を即時撤去できる区域を拡大することが効果的と考え、検討を進めています。



検討案その1

地下に駐輪場を整備する

道路や公園などの地下に駐輪場を整備する形式です。



検討案その2

タワー型の駐輪場を整備する

自転車専用のエレベーターが付いた駐輪場を整備する形式です。

検討案1、2以外の方法も検討しています。

即時撤去できる区域の拡大も検討中

都心部では札幌駅周辺のみ指定している「自転車等放置禁止区域」を、南は国道36号まで、西は西9丁目付近まで広げることも検討しています。

課題

20億円以上の建設費や毎年の維持費が必要に

新たな駐輪場の整備には、地価の高い土地の取得や、新たな建造物の建設が必要になるため、約20億円～30億円の費用が掛かると想定されています。さらに維持管理費も毎年掛かります。

都心部に新たな駐輪場整備が必要かどうかの意見のほか、放置自転車をなくすためのアイデア、要望など、自由にご意見をお寄せください。

提出方法

封書、はがき、ファクス、Eメール。8月31日(金) X 消印有効 までに自転車対策担当(〒060-8611 中央区北1西2、ファクス218-5134、Eメールjitensha@city.sapporo.jp)へ。

今後のスケジュール

8月 市政世論調査や市民の皆さんからの意見の収集
9月 収集した意見の分析
10月末 有識者などによるシンポジウム(予定)
↓
これらを踏まえ 新たな駐輪場の整備について判断

都心部の放置自転車対策にご意見を

身近で便利な移動手段である自転車。しかし、駐輪場以外の場所に乱雑に置かれるなど、マナーの悪化が問題になっています。特に都心部では、大量の自転車が放置されており、歩行の妨げになるなどの問題があることから、新たな駐輪場の整備を検討しています。この誌面では、放置自転車の現状や、新たな駐輪場を整備する方法・課題を紹介いたしますので、ぜひご意見をお寄せください。

放置自転車に関するお問い合わせは、自転車対策担当 ☎211-2456

放置自転車の現状

駐輪場から自転車があふれている

市では現在、市内に約50,000台分の駐輪場を設置していますが、自転車数が駐輪場の容量を超え、歩道や建物脇などに放置されている状況です。中でも都心部は、各区からの乗り入れもあるため、駐輪場の容量を大幅に上回っています。

都心部(札幌駅、大通地区)の自転車数(平成23年7月の平日の一日)

都心の駐輪容量5,467台

時間	駐輪場の空き台数	駐輪場に止めてある自転車数	放置自転車数
8時	2,297台	3,170台	5,801台
15時	1,996台	3,471台	10,275台

平日の1日でみると、都心部では、朝は約5,800台、日中は約10,000台もの自転車が放置されている!

整理誘導員の方へ聞きました



市の委託を受け、自転車の整理・誘導を行う
みつし やすまさ
三橋 保正さん

歩行者がつかず危険も

歩道に自転車が無秩序に放置されると、通行の妨げになるだけでなく、歩行者がつかず、転倒する可能性があります。特に狭い歩道では、放置自転車が点字ブロックをふさぐこともあり、目の不自由な方は危険を感じています。目的地から少し遠くても、空いている駐輪場を探して止めてほしいです。



自転車の整理をする三橋さん。観光客に誇れる景観をつくるためにも、放置自転車対策は大切、と話す。

市に苦情が寄せられています 一部を紹介

- ・バス停付近に自転車がたくさん止められていて、乗り降りに苦労した
- ・自転車が路上にはみ出して放置されており、車が通れない
- ・大通公園の芝生や、歩道の植樹帯に自転車が止められていて、草木がかわいそう など



自転車の乗り方マナー - についての声も

歩いていて自転車とぶつかりそうになったことはありませんか? 自転車に乗る方は、歩行者に危険な思いをさせていないか、今一度乗り方を見直してみましょう。
[詳細] 区政課 ☎211-2252



車道走行が原則

自転車は道路交通法上「軽車両」であるため、車道通行が原則です。車道の通行が難しい場合は歩道を通行できますが、歩行者優先です。

混み合っている道では押し歩きを

歩行者の間を縫うようにして通行することで操作を誤り、自転車と歩行者が衝突する事故が起っています。人が集まる都心部などの歩道を、やむを得ず自転車で通るときは「押し歩き」を心掛けましょう。